

道上明氏ヒアリング

(随行者 小川原優之氏・田鎖麻衣子氏)

辻刑事局総務課長 それでは、次に道上先生から御意見を伺いたいと思います。道上先生は、日本弁護士連合会副会長を務めておられる弁護士であります。

最初に、大臣から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

千葉法務大臣 本日は、この勉強会に御参加、御出席いただきましてありがとうございます。時間の関係もございますので多くを申し上げることはできませんけれども、それぞれの多くの皆さんから忌たんのない御意見を頂きまして、私たちの勉強に、そしてまた、これからの大きな広い議論の参考にさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

道上明氏 発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。私は、ただいま御紹介がございました日本弁護士連合会の副会長をしております道上明でございます。

[パワーポイント映写、以下、場面が変わるごとにパワーポイントの該当部分を「1頁下)」などとして表示]

1頁下) まず初めに申し上げなければならないことは、千葉大臣による2名に対する死刑の執行についてでございます。千葉大臣は就任当初、死刑の執行は人命にかかわる問題ゆえに慎重に取り扱っていききたいと述べておられました。にもかかわらず突然、死刑の執行を命じられたのは、連合会としては甚だ遺憾であり、強く抗議せざるを得ません。また、千葉大臣の提案により、法務省内に「死刑の在り方についての勉強会」が設けられたわけではありますが、死刑制度を現に維持し、その運用に当たっている法務省内の関係部局担当者による構成では、制度の根幹を問う議論を行うことは不可能であります。勉強会を行うのであれば、死刑執行停止、死刑廃止を含め様々な立場を有する有識者や死刑問題に携わってきた市民団体等からも幅広く構成員を募るべきであって、日弁連から推薦する会員についても、その構成員とすべきであったと考えます。

この勉強会を単なる組織内学習会で終わらさず、真に開かれた場での国民的議論が行われていく契機とするためには、今後、行刑改革会議のように日弁連や外部の有識者からも幅広く構成員を募った、いわば死刑制度改革会議のような組織を立ち上げ、死刑制度の存廃について国民的議論を行うべきであると考えております。

2頁上) 日弁連は、現行の死刑制度が様々な問題点を抱えている事実を踏まえ、死刑制度の存廃について国民的議論を尽くし、また死刑制度に関する改善を行うまでの一定期間、死刑確定者に対する死刑の執行を停止するという「死刑執行停止法」の制定を提唱しております。

2頁下) 本日は死刑廃止、執行停止は国際的な潮流であり、我が国も国際人権法を尊重すべきであること、冤罪による死刑執行のおそれは現実のものであること、死刑制度の廃止は世論調査の結果にかかわらず検討されるべき問題であること、死刑制度に関する情報は積極的に公開されるべきであること、裁判員制度の実施を契機として死刑制度の存廃について国民的議論をするべきものであること、死刑に代わる最高刑の検討に着手するべきであることについて、意見を述べたいと思います。

3頁上) まず、死刑廃止、執行停止は国際的な潮流であり、国際人権法を尊重すべきであるということについて述べたいと思います。今から20年前、1990年当時は、世界でも死刑存置国の方が多く状態でしたが、2009年現在、死刑存置国は58か国、死刑廃止国は139か国であり、死刑廃止国が死刑存置国の倍以上となっております。なお、廃止国には10年以上死刑の執行を行っていない事実上の死刑廃止国も含まれております。

3頁下) この勉強会の資料として、法務省側から死刑制度国際比較、国連事務総長報告が配付されておりますが、そこでは過去10年以内に執行のなかった国又は地域が、死刑制度を存置している国又は地域として記載されております。しかし、これらの国は事実上の死刑廃止国と考えられます。このように、死刑廃止、執行停止が国際的な潮流となっていることは明らかであります。死刑存置国はこのように少数派ですが、その中でも実際に2009年に死刑の執行を行った国の数は更に少なく、わずか18か国にすぎません。誠に残念なことに、日本もこの少数の国の一つであります。

4頁上、下) このように死刑廃止国が増えているのは、人権に関する国際法、すなわち国際人権法が世界各国において尊重されるようになったからにほかなりません。日本も批准している市民的及び政治的権利に関する国際規約、自由権規約には、「すべて人間は生命に対する固有の権利を有する」と述べられており、生命に対する権利がすべての人に保障されるべきことが明確に宣言されております。日本に対しても、死刑の執行を速やかに停止するべきであるとする国連拷問禁止委員会の勧告や国連人権理事会による勧告がなされております。

5頁上) さて、日本の死刑制度は死刑判決に対する必要的な上訴制度がないこと、死刑確定者からの再審請求や恩赦の申立てに執行停止の効力がないこと、死刑執行の対象とされる者の精神障害の有無についての制度的な審査が保障されていないこと等、国際人権規約に大きく違反している状態にあります。また、死刑執行の直前に死刑確定者本人に対する告知を行い、家族、弁護士等に対しては事前告知を行っておりません。非人道的取扱いというだけでなく、手続保障の観点からも死刑確定者及びその家族等に予定されている死刑執行の日時について、適切な余裕を持って事前の告知が与えられるべきであると思われまます。

5頁下) 次に、冤罪による死刑執行のおそれは現実のものであるという点について述べたいと思います。我が国では、死刑事件について御承知のように既に4件も再審無罪判決が確定をしております。免田、財田川、松山、島田の各事件であります。死刑事件においても誤判が存在したことが明らかになっております。また、死刑事件ではないものの、近時において2009年12月14日、最高裁は布川事件において再審開始を支持する決定を下し、2010年3月26日、宇都宮地裁は足利事件について再審無罪判決を言い渡しました。足利事件は、捜査機関と裁判所が当時の精度の低いDNA型鑑定を過大評価し、自白を偏重して適正な判断をしなかったこと、裁判所が長い間DNA再鑑定を拒否したこと等複合的な問題が顕在化した事件ですが、菅家さんは捜査段階で複数の被害者殺害について自白を強要されており、死刑事件となるおそれもあった事件であります。これらの事件以外にも、死刑事件である名張毒ぶどう酒事件や袴田事件は冤罪である疑いが強く、日弁連は再審を支援しております。

このような現状を考えると、冤罪による死刑判決を受け、死刑の執行までされてしまった例がこれまでに一度もなかったとは到底断言できません。いわゆる飯塚事件においては、足利事件と同様の精度の低いDNA型鑑定を重要な証拠として死刑が言い渡され、無罪を主張していたにもかかわらず、2008年10月再審請求の準備中に死刑が執行されてしまい、現在再審請求中であります。

日弁連は、取調べ全過程の録画と冤罪を生まない刑事手続改革を強く求めております。調査権限を初め、十分な権限を付与された公的な第三者機関としての誤判原因を究明する調査委員会を設置して、捜査と公判における構造的な問題点を明らかにし、改善への具体的道筋をつけていかなければなりません。しかし実際には、誤判原因の解明とその防止のための抜本的対策は何らとられていないままです。こうした状況のもとにおいて、

冤罪における死刑執行のおそれは現実のものとなっているのであります。一たん失われた命は金銭で補償することはできません。どのようにしても回復することができないのであります。

6頁上) 諸外国においても冤罪の存在が問題となり、例えばイギリスのように死刑制度が廃止されるに至った例があります。死刑存置国として有名なアメリカ合衆国においても、イリノイ州のように死刑判決が出された事件が、後に冤罪であることが判明したことをきっかけとして、死刑確定者を終身刑に減刑した例等があります。アメリカでは、1973年以降実に138名の死刑囚の無実が判明しています。このほか、同国の死刑情報センターによれば、少なくとも8名について、死刑の執行が現になされたものの無実である可能性が指摘されています。

6頁下) 次に、世論調査の結果にかかわらず死刑の廃止を検討すべきであるという点について申し述べます。日本国内においては、世論調査の結果、国民の8割以上が死刑存置を望んでいるとされています。平成21年12月に実施された基本的法制度に関する世論調査の結果についても、死刑存置が85.6%であるとされており、日本政府は、この世論調査の結果を死刑存置の理由としてしばしば挙げています。しかし、世論調査の結果は死刑を存置する理由とはなり得ないと思います。死刑制度の存廃は死刑廃止、死刑停止が国際的な潮流であり、国際人権法を尊重すべきであること、冤罪による死刑執行のおそれが現実のものであることを直視し、死刑制度についての十分な情報が公開された上での国民的な議論をすることによって解決すべき課題なのであって、世論調査の結果によってのみ決めるべきものではありません。

7頁上) 国際人権(自由権)規約委員会による審査の場では、委員から「日本政府は世論に大きく依存しているが、死刑には極めて問題があることを国民に知らせる意思があるのか」といった発言がなされ、日本に対し、締約国は世論調査の結果にかかわらず死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきであるとの勧告がなされました。この勧告にある締約国を構成しているものは、日本政府だけでなく、日本国民そのものが勧告の対象であり、マスコミも日弁連も勧告の対象であると言わなければなりません。この勧告にあるように、日本政府、法務省は積極的に国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきであります。

7頁下) 死刑を廃止できた諸外国の例を見ても、死刑を存置するか廃止するかは世論調査の結果決められたわけではありません。ヨーロッパにおいても、オーストリア、イ

ギリス、フランス等では、政権交代を契機とする政府のリーダーシップにより死刑廃止への転換がなされ、またアジア諸国においてもハワイ大学デイビッド・ジョンソン教授が指摘するように、死刑の廃止・執行停止は世論による死刑支持率が低下しただけではなく、民主的な政治家のリーダーシップにおいて達成されました。死刑の存廃を決定するのは世論や大衆の要求でなく、政治指導者たちのリーダーシップなのであります。

8頁上) 次に、死刑制度に関する情報を積極的に公開するべきであるという点について述べます。日本では、死刑の執行は極端な秘密主義がとられてきており、国民に対し死刑制度の実態が隠されております。情報が国民に対し十分に公開されていない中で世論調査の結果にどれほどの信頼性があるのか、甚だ疑問と言わざるを得ません。死刑制度の存廃について国民的な議論をするためには、その前提として死刑制度がどのように運営されているのか十分情報が公開されていなければなりません。公開されるべき情報としては、例えば次のようなものが挙げられます。

まず第1に、執行の対象者はどのように選ばれているのか。例えばこれまでには、高齢の確定者に対する執行や無実を訴え続け再審請求の準備中の確定者に対する執行もありました。次に、執行の対象者の心身の状況、例えば精神障害により心神喪失だったおそれはないのか、あるいは絞首刑による執行方法の具体的詳細はどのようなものなのか、方法いかんによっては頸部が切断されるおそれがあるとの指摘がなされています。

現在法務省は、執行直後に氏名、犯罪事実の概要、執行場所を公開していますが、これは過去のある時点でこのように凶悪な罪を犯したのだから死刑が執行されても当然であるという執行の正当性を強調するための限られた断片的な情報の公開であり、いわば情報操作とも言えます。刑場の公開も、それだけでは厳粛に執行されているとばかりは言えません。しかも今回の公開は、東京拘置所の1か所に限られ、首にかけるロープも踏み板が開く状況も公開されませんでした。死刑制度の存廃について国民的な議論をすることができるための十分な情報、死刑の執行が適正に行われているか否かを検証することができる十分な情報の公開が必要です。刑場の公開だけでは全く不十分だと言わざるを得ません。

8頁下) 次に、裁判員制度の実施を契機として、死刑制度の存廃について国民的な議論を行うべきであります。裁判員制度においては、裁判員として参加した国民が死刑を科すかどうかを直接判断することになります。裁判員を務める国民に対して、あらかじめ死刑制度に関する十分な情報が公開される必要があります。また、死刑を科すか否か

は極めて重要な判断であり、裁判員と裁判官の全員の意見が一致するまで議論を重ねる慎重な審理が目指されるべきであります。先ほども述べましたように、冤罪による死刑執行のおそれは現実のものであります。このことは、裁判員制度のもとにおいても全く同様であります。裁判員が誤って死刑の言渡しを行い、死刑の執行が行われた後、冤罪であることが判明した場合について、現実の問題として考える必要があるのであります。

現在、死刑制度そのものについての国民的関心がかつてなく高まっています。この勉強会の結果を更なる死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び実際の見直し作業につなげるべきであり、まずは外部有識者等から成る、先ほど申し上げましたように死刑制度改革会議のような組織を立ち上げ、更には国会における死刑問題調査会の設置へと発展させ、広く国民的な議論を行うべきであります。

9頁上、下) 次に、死刑に代わる最高刑の検討に着手するべきであります。現在無期徒刑受刑者の数は急増しており、他方無期徒刑受刑者にとっての仮釈放はますます狭き門となる傾向にあり、無期徒刑の事実上の終身刑化が進んでおります。刑罰制度は本来、受刑者の社会復帰を前提として運用されるべきものであり、無期徒刑受刑者を含めた仮釈放の在り方を見直し、無期徒刑の事実上の終身刑化をなくす必要があります。よってこうした改革なしに死刑制度を維持したまま、仮釈放の全くない終身刑を導入することに日弁連は反対しております。しかし他方、死刑制度の存廃について議論する際、死刑の代替刑としての仮釈放のない終身刑を創設するか否かは避けて通れない論点であります。

10頁上) 日弁連は、死刑執行停止法案の中で国民的な議論において検討すべき課題の一つとして、死刑に代わる最高刑の在り方を挙げております。死刑の存廃についての国民的議論をする際には、死刑に代わる最高刑の在り方についても検討されるべきであります。

10頁下) 最後に、ある日突然理不尽な犯罪により命を奪われた被害者とその御遺族の苦しみは耐え難いものであらうと思ひます。御遺族が死刑を望んだとしても自然な感情であらうと思ひます。ただ、御遺族の被害感情というのも時間や状況とともに変化し得るものでありましよう。また現に、加害者の死刑を望まない御遺族もいらっしやいましよう。被害者遺族の感情も、そのニーズも多様なものであります。ヨーロッパ諸国では、被害者御遺族に対する手厚い支援と死刑の廃止の双方を実現しているものであり、人権を尊重し民主主義を掲げる私たち日本の社会において、これが実現できないはずがありません。この勉強会を契機として、死刑制度の存廃について真に開かれた国民的議

論が開始されることを強く求めるものであります。

私からの意見は以上であります。

辻刑事局総務課長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御意見に関しまして御質問等ありましたらお願いしたいと思います。

甲斐官房審議官(刑事担当) 官房審議官の甲斐と申します。今日はどうもありがとうございました。

1点確認という趣旨で教えていただきたいと思うのですが、最初に日弁連の基本的立場として「死刑制度の存廃について国民的議論を尽くし、死刑制度に関する改善を行うまでの一定期間死刑の執行を停止する」ということが記載をされて意見を述べられたところがございます。死刑を廃止すべきであるという意見を日弁連として決定されたことはあるのでしょうか。

小川原優之氏 日弁連の死刑執行停止実現委員会の弁護士の小川原といいます。よろしくお願いたします。

資料は配付されているかと思うのですが、資料一覧を御覧になっていただけますでしょうか。日本弁護士連合会資料6の13ページ、日本弁護士連合会資料の通しページの69ページになります。これは日本弁護士連合会の基本政策集というもののなのですけれども、2009年12月11日に作成し、その後改訂を重ねているものなのですが、その通し番号69ページ、基本政策集の13ページなのですけれども、その(6)というところを御覧になっていただければと思います。「死刑の執行停止と死刑の存廃についての国民的議論の提起」を行うのだということで書いてあるのですが、死刑の廃止・執行停止は国際的な潮流であるということが書いてあって、その上から今のところの4行目、「政府に対し、死刑廃止を前向きに検討することを求めている国連機関・人権条約機関による勧告を誠実に受けとめ、死刑の執行を停止し、死刑制度の存廃について国民的議論を行うべきです」と、これが日本弁護士連合会の基本的な政策ということになります。

中村法務大臣政務官 政務官です。先ほどから政治的なリーダーシップをもとにということなのですが、そのデータについては資料の中に入っているのかどうかということをお聞きしたいと思います。と申しますのは、この勉強会の、日弁連が審議会形式というふうにも言っているのですけれども、私たちとしてはこういう公開の場で開

かれるものに関してはきちっとデータも公開させていただくことによって、幅広く国民の皆さんの議論に資するような形をつくっていきたいと考えております。そういった意味で、御主張なさっていることに関して関連のある資料については、その当該ページ等をプレゼンのときでも示していただくことが有り難いなと考えております。まず死刑制度を利用するのは世論でなく政治的リーダーシップというデイビッド・ジョンソン教授のプレゼンの資料のところに数字も挙がっておりますけれども、この原典になるような資料をまず示していただきたいというのが第1点です。

もう1点は、先ほど犯罪被害者の遺族の方からのヒアリングがありました。その中で、被害者が非常に残虐な行為によって死亡しているような場合に、その応報感情をどのように満たしていったらいいのか、それについての論点のプレゼンはありませんでしたので、この点についてどのように考えているのか、その根拠は何かということについてお知らせください。

田鎖麻衣子氏 弁護士の田鎖と申します。まずお尋ねの第1点目について述べさせていただきたいと思います。パワーポイントのプレゼンテーションの中で先ほど政務官が触れられました、死刑制度を左右するのは世論ではなく政治的リーダーシップというところで、その末尾にジョンソン教授とジムリング教授による共著の著書、書籍については挙げさせていただいております。ただし、実際にはこの著書の中で更に細かいデータが示されておるといことですし、あるいは政権交代を機に、政治的リーダーシップによって死刑廃止へとつながったというものについては、確かにこのパワーポイントプレゼンテーションの中では特にお示ししておりませんので、お許しいただけるのであれば、ぜひその点は追加の資料ということで提出させていただきたいと思います。また、デイビッド・ジョンソン教授も今日本にしばらく滞在中ということですので、ぜひ直接お尋ねになるのも一つの方法かと僭越ながら考えます。

中村法務大臣政務官 私が個人的に伺うとかいうことではなくて、この勉強会の場で公開で資料をそろえて事実を確定させていくということが非常に重要です。世論の反対が強かったにもかかわらず政治的なリーダーシップで実現したようなプロセスというのがいかに行われて、その結果どのような形で世論が収まっていったのか。そういったことの実例をきちっと把握することこそが議論の充実につながっていくので、その点を確認したということでございます。あともう1点、お願いいたします。

小川原優之氏 小川原です。今おっしゃられていること、私も全くそのとおりでござい

すので、公開できるような形での資料の提供ということをご準備させていただきたいと思っております。

それと、次に被害者感情の件なのですけれども、これは非常に難しい問題、重要な課題だと私も思います。私は日弁連の被害者支援の委員会にもずっと以前おまして、第二東京弁護士会の副会長だったときには被害者問題を担当する副会長だったものですから、被害者の皆さんからも多くの意見を聞いてきました。実際おっしゃられるように、被害感情というものはそのたやすくいえるようなことではありませんし、殺人事件の被害者の御遺族が死刑を望んだとしても私は自然なことなのだろうと思っております。ただ、そのことと日本という社会から死刑という制度を執行停止するなり廃止についての国民的議論をするのかということとは本来別な事柄なのであって、被害者に対する手厚い支援を行う、弁護士会でも被害者に対する支援活動は様々に行っておりますし、これからも更に充実させていくつもりなのですけれども、その被害者に対する支援、手厚い配慮をする社会を実現していくということは非常に重要なこと。個別の被害者が、御承知かと思っておりますけれども、例えばオウム真理教の被害に遭われた御遺族の中にも、死刑を望む方もいればそうではない方もいらっしゃるわけです。我々も様々な被害者の方から御意見を伺っておりますけれども、多様性がある。今日、資料の16ですか、アメリカの殺人被害者遺族の会の方をお招きしてお話を伺った際も、男のお子さんを性的な被害で亡くされたお父さんが、法廷では死刑を望んでいたけれども自分の気持ちが変わっていく、そういう中で、やはり被害者の遺族感情というものを、そのみを根拠として死刑が存置されるべきだとか、そういうことは日弁連としては考えていないのであって、この日本の社会というのは被害者の支援を一方では手厚く図りながら、他方では死刑が執行停止されて、国民的な議論の結果ですけれども、死刑を本当に残すのか廃止するのか、国民的な議論がなされるべきなのだと考えている次第です。

加藤法務副大臣 加藤公一でございます。今日はありがとうございます。

多少重なるところもあろうかと思うのですが、理解を深めるためにあえて御質問させていただきたいのですが、死刑廃止は世論にかかわらず検討すべきだという御主張についてなのですが、民主的な国家で世論を無視して議論を進めるといのは実は容易な話ではないところでありまして、これは世論は世論としてあるけれども、別にいかなる提案も検討、議論していくことは構わないではないかという趣旨なのか、それとも、事このことに関して言えば他国でもそうであるように世論とは別の判断を、先ほどから出て

いる言葉で言えば政治的リーダーシップのもとで出すべきだという御主張なのか、ここを御説明いただきたいのと、二つ目は、死刑に代わる最高刑の検討が必要だということは御主張として分かりましたが、日弁連の総意として何かまとめていらっしゃるものがあるかどうか、あれば御示唆いただきたいという2点であります。

道上明氏 世論については、先ほどからも申し上げているように、世論は世論調査等で調査するわけでしょうが、情報公開等がされていない世論を見るというのはどうかという問題点が一つと、それから死刑については人権の問題ですから、人権の問題を論ずるときには少数者の保護という観点がありますので、必ずしも多数派の意見というものにこだわるのが相当なのかという問題点があるという側面があるというのを常に考えていかなければならないということ。それから国際的な傾向としても、必ずしも多数派の意見にこだわらなくていいのだというのが国際的な傾向だ。国際的な傾向をそのまま受け入れるというだけの問題ではないのですけれども、そういう傾向にあるようなところが私たちの意見なのですが、田鎖先生、更に加えることがあればお願いしたいと思います。

田鎖麻衣子氏 正に今の2点目の点が本質的なところであろうと思います。人権の問題であるが故に必要な情報は公開、十分広く提供した上で、必要なリーダーシップをむしろ政府の方がとっていくべきであるというふうに考えております。

それから、お尋ねの第2点目の点でありますけれども、死刑に代わる最高刑の検討をすべきであるということにつきましては、資料でいきますと、一番古いものでまず資料3「死刑制度問題に関する提言」というところで既に掲げております。繰り返し、同様の死刑に代わる最高刑の検討をすべきであるということについては、日本弁護士連合会資料4の決議、あるいは死刑執行停止法案の中でも、死刑制度調査会を設置し、その中で最高刑の在り方、最高刑についての検討もしていくという提案を、日弁連として、これは意思決定をしております。それとは別に、この死刑制度を維持したままでの終身刑の創設の問題につきましては、日本弁護士連合会資料15におきまして理事会を通して意見書を採択しております。

辻刑事局総務課長 それでは、本日はどうもありがとうございました。